解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月六日

愛媛県松山市神次郎町三二六番地
COTO INTERNATIONAL AGENCY株式会社
代表清算人　玉井由香里

解散公告

当法人は、平成二十八年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月六日

福岡市南区高木三丁目八番一二号モントーレ大橋スクエア二〇五号
特定非営利活動法人日本ボディケア協会
清算人　岩永　城児

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年九月二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月六日

大阪市中央区安堂寺町二丁目四番一四号文健会館三階　関西文紙事務器厚生年金基金
代表清算人　西村　一郎

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年八月十二日金沢市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月六日

石川県金沢市大友一丁目四五番地二
金沢市副都心北部大友土地区画整理組合
清算人代表　直　義則

解散公告（第三回）

当社は、昭和四十年九月十五日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月六日

大阪市西区南堀江四丁目一〇番一五号
小林化学工業株式会社
清算人　萩藤美由紀

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年七月二十二日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月六日

香川県坂出市駒止町一―一―一一
農事組合法人サヌカイト
代表清算人　山下　惠

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年七月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月六日

高知県幡多郡黒潮町佐賀七四六番地一
医療法人佐賀診療所
清算人　眞﨑　大介

解散公告（第三回）

当社は、平成十四年六月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月六日

佐賀県三養基郡基山町大字宮浦一五七番地の二
有限会社おしゃれの店恵美
清算人　福島　直也

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十八年三月二十八日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月六日

佐賀県伊万里市二里町中里甲四六九番地一
清算法人中里土地改良区
代表清算人　吉永　勝重

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市暁町一〇番、最後の住所不明　被相続人　亡　鈴木貴美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月六日

北海道釧路市錦町五丁目三番地三ッ輪ビル三階　中井拓人法律事務所
相続財産管理人　中井　拓人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくば市高野三九六番地、最後の住所茨城県つくば市高野三九六番地一
被相続人　亡　藤田　澄雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月六日

茨城県土浦市中央一丁目一五番六号
相続財産管理人　弁護士　磯山　貴洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷市羽賀二四四八番地一三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　佐々木道弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月六日

茨城県取手市新町一丁目八番三八号　新町第六ビル四階　ふれあい通り法律事務所
相続財産管理人　弁護士　千葉真理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市並榎町一九六番地五、最後の住所群馬県高崎市下佐野町五五三番地天界園　被相続人　亡　大嶋てる子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月六日

事務所群馬県高崎市江木町一三六六番地一
相続財産管理人　弁護士　橋爪　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区北大塚一丁目一三一番地、最後の住所東京都杉並区高円寺北二丁目四一番八号　被相続人　亡　深谷　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月六日

東京都千代田区神田神保町二丁目二一番一〇号高野ビル二階名古屋綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　名古屋聡介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市南区宮元町二丁目三七番地、最後の住所横浜市南区宮元町二丁目三七番地　被相続人　亡　濵野　邦弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月六日

川崎市麻生区万福寺一丁目八番一号　横山ビル二〇二
相続財産管理人　司法書士　野俣　眞弓

定時株主総会開催のお知らせ

平成二十八年九月十六日（金）十七時より当社本店会議室（東京都千代田区三崎町三丁目一番二号）において定時株主総会を開催いたしますので、お知らせします。

平成二十八年九月六日

東京都千代田区三崎町三丁目一番二号
株式会社龍土町コンサルティング
代表取締役　岸　健一